

知っていますか？ 福岡教育大その5



これは研究不正ではないのか？

2016年4月 本学教職員組合が教員（複数の副学長）の研究不正件を告発
大学は、元学長（前副学長）の寺尾氏を委員長とする予備調査委員会（4名、この内当該分野の専門家は0名）を立ち上げ、前学長の櫻井氏は「研究不正の事実は全く認められず適切である」と回答。対象となった論文には、主にA教授（現理事）、B教授、C教授（3人とも当時副学長）が拘わる。その1例を挙げると：

修士論文抄録

低学年に・・・研究（タイトル）
S 院生（著者）
指導教員：A教授、B教授、C教授
Abstract
The purpose …… I want to ……

(本文)

研究センター紀要論文

低学年に・・・研究（タイトル）
S 院生, A教授, B教授, C教授（著者）

Abstract
The purpose …… I want to ……

(本文)

異なるのは、著者のみで、あと（タイトル・Abstract・本文）は
全く同じ

2016年3月 飯田学長（当時研究倫理担当副学長）は研究倫理教育研修会で
「研究の構想や論文の執筆過程で学生の指導等に多分に関与していたとしても、卒業論文（修士論文）として執筆されたものは当然に執筆した学生のものである」と明言。
それにもかかわらず、予備調査委員会の結論を是とし、教授会等での質問・意見に対しても研究不正はなかったと回答。

- 日本学術振興会による「科学の健全な発展のために（2015年2月）」には「真の著者に対して強い立場にある者が、その立場を利用して著者として論文に名前を連ねさせるケースがあり、研究倫理に反する行為である」と警鐘。
- 真相は？：S院生は「紀要論文は、単著として掲載される」と思っていたのでは？共著と分かっていたら、Abstractの中でIをWeに変えたでしょう！

「福岡教育大学の未来を考える名誉教授の会」
連絡先(e-mail) : fue_mirai_emeritus@ina.bbiq.jp